

- ・全て委任者が自筆して下さい（鉛筆や消せるペンなどでは書かないでください）
- ・代理人の本人確認書類を当日持参してください

## 委 任 状

（あて先）山形市長

代 理 人  窓口に来られる方

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

委任者との関係 \_\_\_\_\_

私は上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

### 委 任 内 容

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン

（故 人） 住 所 山形市 （故人の最後の住所）

氏 名 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

相続手続きに必要となる戸籍証明書、住民票（除票）の交付申請及び受領

※戸籍証明書の請求についての詳細はP 8をご確認ください。

世帯主変更の手続き

原動機付自転車等の廃車、名義変更の手続き

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に関する手続き

市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）に関する手続き

特別障がい者手当に関する手続き

障がい児福祉手当に関する手続き

年金の手続き  その他の手続き（ \_\_\_\_\_ ）

令和 年 月 日

委 任 者  代理人に手続きを依頼する方 （記入した日付）

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  （自署の場合は押印不要）

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

代 筆 者  委任者が怪我、病気等により記入できない場合  
 代理人（窓口に来られる方）が代筆者になることはできません

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

代筆理由 \_\_\_\_\_

〈注意事項〉 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。